

特定外来生物の選定対象等に係るパブリックコメントの意見の概要と対応の考え方

【特定外来生物】 ①被害の判定に係る科学的知見に関するコメント、②社会的・経済的影響に関するコメント、③その他(心情的理由、手続に係る理由など)

指定対象		意見の概要	対応の考え方
ハリネズミ属	反対②	十分に指定すべき理由があると思われるが、飼育者の多数がこの法律について知らず、準備ができていないと思われるので、できれば今回の指定を見送り、段階を追って指定に漕ぎ着ける事が望ましい。 小型哺乳類飼育者は遺棄する時に生存しやすい場所を選んで遺棄する可能性も高く、ペット小動物の指定は慎重さが要求される問題である。	指定に際し、普及啓発を進めるなど、今後の施策の参考とさせていただきます。
アメリカミンク	賛成①	全道域、特に海岸部などの水辺に定着しており、生態系などへの影響が懸念されている。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
シカ亜科	賛成①	特定外来生物指定することに賛成である。また、第一次指定種と同様、実効性のある防除計画を可及的速やかに立て、実行に移すべきである。	防除に関する御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
キタリス	賛成①	北海道にペットとして導入されており、野外で定着した場合、注意が必要と考えられる。 なお、在来種のエゾリスと外見上では区別できない状況で、ペットショップや飼育者への指導等をどのようにするのか検討が必要と考える。	今後の施策の参考とさせていただきます。
	反対①	捕食能力、繁殖能力、分布拡大能力、交雑のおそれ及び感染症のおそれは十分に検討されておらず、定着して被害を及ぼす可能性は未確定であると言える為、第二次特定外来生物に入れるのは時期尚早と思われる。	専門家会合では、在来種エゾリスとの交雑のおそれなどが指摘されています。
	反対③	感染症法で野生個体の輸入が止められており、今後は輸入量が激減すると考えられること、飼育下での繁殖が困難なことから飼育中の個体も漸減すると考えられる。したがって指定のためのデータ蓄積を図る余裕はあると思われる。本法の理解が進んでいない現状で、指定をして混乱を起こす必要はない。	海外から人工繁殖させたものが多数輸入されるおそれもあることから指定を検討しています。

【資料3】

	その他 ②	キタリス等のエキゾチックペットを扱える獣医師は極めて少なく、マイクロチップの埋め込みを全個体を実施する事は困難と考える。	飼養等の許可基準の作成に際し、参考とさせていただきます。
タイリクモモンガ	賛成 ①	北海道にペットとして導入されており、野外で定着した場合、生態系などへの影響が懸念されている。 なお、ペットショップや飼育者への指導等のため、在来のエゾモモンガと外来種の判明方法を周知する必要がある。	今後の施策の参考とさせていただきます。
	反対 ①	評価の理由が亜種間交雑の「おそれ」と生息空間競合の「懸念」であり、科学的な知見が不足している。飼育実験等を行い、確実なデータを得てから指定すべきである。	在来亜種との交雑が可能であり、被害を及ぼすおそれがある外来生物については予防的観点からも指定を検討しています。
	反対 ③	キタリスと同様に感染症法により輸入がほとんどなくなると考えられ、飼育下の繁殖も困難なことから飼育頭数は漸減すると考えられ、現時点で無理に指定する必要は無い。 また、キタリスよりも飼育頭数が多いと思われるので、無理に指定して遺棄されることのほうが懸念される。	輸入だけが問題なのではなく、生物の性質から指定が適切であるとの評価が出されています。
マスクラット	賛成 ①	マスクラットの現在の分布はごく一部に限定されているが、宅地開発等が進む以前には江戸川流域の広い範囲に分布していた。繁殖力が強いことなどから生息環境が整っている地域に進入した場合、一気に分布を拡大するおそれがある。 現在の限定的な分布域において効果的な防除が可能と考えられる。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
ウシガエル	賛成 ①	ヒキガエル科を除いた在来種のカエルに比べて著しく大型になり、さまざまな小動物を捕食する。他のカエルに比べて水質の悪化などの環境の変化にも強く、優占種になり易い。産卵数が1万個以上と他のカエルに比べて多く、幼生も他のカエルに比べて大型になり繁殖力が強い。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
	反対 ①	ウシガエルはすでに島嶼部を除いた日本全国に定着して野生動物としてのニッチを占めており、また、昭和30～40年代より現在は30分の1以下に少なくなっている。駆除した場合の害虫の増加等の影響評価が必要と思われる。	ウシガエルにより、在来生物の捕食、在来のカエルとの競合などの被害があり、指定すべきとの評価が出されています。防除に伴い生ずる可能性のある支障については、必要に応じて防除の際に考慮することとなります。

	反対 ②	移動禁止にするには、まだ侵入していない島嶼など場所指定する方法もしくは未定着の地域での条例で対処すべき。	未定着の地域を特定することが困難であり、ウシガエルによる被害がある以上、移動禁止措置は必要です。
	反対 ②	生物学・医学・薬学・農学・生理学・薬理学・工学・教育学における重要な研究材料であるほか、食用利用で生業を立てている人もいる。利用することは野外個体の駆除に寄与する。	学術研究目的や生業の維持の目的で飼養等をするのに対しては、飼養等施設の基準を満たした上で許可の対象となり、引き続き利用が可能です。
ノーザンパイク	賛成 ①	北海道に観賞魚として導入されており、野外で定着した場合、注意が必要と考えられる。	今後の施策の参考とさせていただきます。
ノーザンパイク及びマスキーパイク	賛成 ①	カワカマスの中でも著しく大型になり、日本で繁殖が可能である。捕食性が強く、魚類の他に両生類・爬虫類・鳥類・哺乳類も捕食することが知られている。鑑賞用に飼育されている個体が河川・湖沼に廃棄される可能性があり、繁殖をしなくとも大型になるために死ぬまでに多くの動物を捕食する。また繁殖した場合、釣り目的での他の水域に放流が行われる可能性が高い。大型個体は人にも怪我をさせる恐れが十分ある。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
カダヤシ	賛成 ①	東北地方北部などには分布していないが、地球温暖化によりさらに分布拡大の可能性もある。周辺部への分布拡大を防ぐためにも、繁殖を抑制し生息密度を減らす必要がある。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
	賛成 ①	メダカを駆逐してきた実績があり、指定に賛成。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
	反対 ①	導入から長期間が経ち、既にほぼ全国に広がっていることから、生態系の一部を構成している可能性がある。駆除した場合の害虫の増加等の影響評価が必要と思われる。	未分布の地域への侵入のおそれがあります。防除の際に生じる支障については必要に応じて対策を検討します。
	反対 ①	駆除したとしても、本来の生息環境を取り戻さない限り、在来のメダカが復活することは見込めない。	外来生物対策以外の環境問題についても、それぞれ必要な取組を進めているところです。
	反対 ②	かなり多くの飼育者がメダカと思い込んで飼育しており、指定による混乱や遺棄が予想される。カダヤシの認知度が上がるまで指定するべきではない。	指定に際しては、普及啓発を進めることなどが必要と考えており、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

	その他 ①	特定外来生物に指定すること自体は賛成だが、メダカに比べ水質汚染に強く、卵胎生のため繁殖に水草を必要としない(護岸工事の影響をメダカほど受けない)カダヤシが都市部で繁殖するのはある意味当然。在来種の保護は環境保全を同時に考える必要がある。	外来生物対策以外の環境問題についても、それぞれ必要な取組を進めているところです。
ストライプトバス	反対 ②	霞ヶ浦周辺の活性化に役立つ釣り対象魚になりうる。	選定に際しては、生態系等に係る被害の防止を第一義としています。
カダヤシを除く対象魚類8種	賛成 ①	魚食性が強く且つ大型になる淡水魚で、釣具業界がオオクチバスの次の外来魚種として狙いをつけている。オオクチバスのこの舞になる前に対応をしてもらいたい。	日本に導入された場合の在来生物相へ被害が予見され、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
外来テナガコガネ属	賛成 ①	定着し、ヤンバルテナガコガネと競合する可能性が高く、持ち込まれた寄生虫や病原菌がヤンバルテナガコガネに伝染すると致命的な打撃を被る可能性がある。ヤンバルテナガコガネの個体群サイズが非常に小さいため、規制を行うことは適切。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
	その他 ①	指定に関しては基本的に賛成だが、放虫されたとしてもヤンバルテナガコガネの生息地が局所的で隔離されていることを考えると、交雑のおそれという選定の理由には現実性が乏しい。	テナガコガネの生息地が局所的であるため、生息地で放虫された場合の影響は甚大です。
	その他 ②	ヤンバルテナガコガネの生息地であるヤンバルの森においても開発で生態系を壊し生息数の減少を招いている現実を見据えた判断が必要。	今後の施策の参考とさせていただきます。外来生物対策以外の環境問題についても、それぞれ必要な取組を進めているところです。
	その他 ②	人工飼育の技術を確立しているのは日本の一部のアマチュア飼育家だけなので、個人レベルでの研究や国内繁殖を禁止すると、原産国で環境破壊により絶滅寸前のものが研究されないまま絶滅するおそれがある。また、近い将来ヤンバルテナガコガネの種の存亡がかかる人工飼育の技術が伝承されない。	選定に際しては、ヤンバルテナガコガネとの競合や交雑の可能性が指定の理由となっています。なお、学術研究目的で飼養等する場合には、飼養等施設の基準を満たした上で許可の対象となり、引き続き利用が可能です。
アシナガキアリ及びツヤオオズアリ	反対 ①	本2種は南西諸島では自然分布の可能性さえある普通種であり、個体数や個々の島内での局所的な分布域も概ね安定している。生態系の重要な要素として定着し、本2種を排除することにより同地域の生態系に予測不可能な変化をもたらす恐れがある。	自然分布である場合は、外来生物法の特定外来生物の指定対象にはなりません。このため、アシナガキアリ及びツヤオオズアリの2種の指定の適否については、御指摘いただいた知見を踏まえ専門家会合で再度検討を行うこととします。

	反対 ① ②	国内分布域内で農作物に被害を与えたという報告や、人に衛生的な害を与えたという証拠はない。逆に農業害虫の防除にも実際に利用されているか利用が検討されている。指定されれば、工事に伴う土壌、建築資材や農産物等の運搬の大半が違法になる。	専門家会合においても、農作物や人の生命・身体への被害は指摘されていません。 また、特定外来生物の非意図的な運搬については、本法律の規制の対象にはなりません。
チュウゴクモクズガニ	その他 ②	指定には賛成だが、食用の輸入には配慮して欲しい。養殖業者には国産のモクズガニの利用を図るなどの代替策を推進して欲しい。	今後の施策の参考とさせていただきます。生業の維持の目的で飼養等をするに対しては、飼養等施設の基準を満たした上で許可の対象となり、引き続き利用が可能です。
	その他 ②	規制がかかるのは理解できるが、国内で養殖されるものと、輸入されるものでその対応を変えるべきである。または、国内養殖上海蟹だけ規制対象にするべきである。	野外に逸出してしまえば被害をもたらす可能性は同様に発生するため、飼養・流通形態に関わらず、一律の規制がかかります。
ウチダザリガニ	賛成 ①	釧路湿原などにおいて、在来種であるニホンザリガニを駆逐している現状、また、ザリガニベストを媒介し、これがニホンザリガニに感染すると致死率100%というリスクを鑑みれば、特定外来種指定は妥当である。同時に、自然再生事業を実施している釧路湿原などでは早急な防除が望ましいと考える。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
	その他 ②	阿寒湖と塘路湖に漁業権が設定されており、漁業資源として利用されることで実質的な駆除が行われてきた経緯があることから、指定後も同様な利用ができるように措置していただきたい。	生業の維持の目的で飼養等をするに対しては、飼養等施設の基準を満たした上で許可の対象となり、引き続き利用が可能です。
ケラクス属	反対 ①	定着実績・指定の理由に科学的知見が一切ない。少なくとも国内種と同一環境で飼育をして、競合の関係や影響を評価してから指定すべき。	同属がもたらすと予測される主な被害は、ニホンザリガニとの競合ではなく、淡水に生息する他の甲殻類や水草等への影響です。オーストラリアの国内移動や、他国での定着の実績もあることから、定着可能な環境条件は幅広いと考えられます。
	反対 ①	海外で定着実績、法的規制例がともに存在しない。	シンガポール、南アフリカなどで定着実績があるほか、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、米国アリゾナ州などで生きたザリガニ類の輸入を禁じており、オーストラリアでは生きたザリガニの移動を禁止している州もあります。
	反対 ①	主生息国での基本水質(汽水率・硬度等)温度域(気候)が相違し日本全土にそれらの同条件・生息・繁殖可能な水質・水系が存在しえなく、生息可能条件が違う種混在状態での指定では法案自体の審議・研究・調査等の信頼性に疑問がある。	日本の自然環境も、同属が生息可能な水質・温度条件も幅広く、日本国内での定着可能性は高いと判断されます。

	その他 ②	ウチダザリガニ、アスタクス属、ケラクス属は諸外国で高い商品的価値が認められており、十分な管理のもと食糧資源として活用すべきである。	御意見として承ります。
指定対象のザリガニ全て	反対 ③	選定の透明性に問題があることから今回の指定を見送るべき。	公開で開催している専門家会合で指定が適当とされたものです。結果は環境省ホームページに掲載しているほか、報道機関に公表しています。
カワヒバリガイ属	賛成 ①	輸入シジミガイに付着し導入されている可能性が高く、野外で定着した場合、注意が必要と考えられる。	御指摘と同様の認識により、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。
カワホトギス ガイ・クワツガイ	その他 ①	Dreissena(カワホトギスガイ)属には該当の2種以外にも多くの種が存在することから、「未判定外来生物 Dreissena(カワホトギスガイ)属全種(特定外来生物の指定種を除く)」とすべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。
アゾラ・クリスタータ	賛成 ①	外来生物法による規制種にすることに賛成。ただし、在来オオアカウキクサA.japonicaの2系統(但馬型と大和型)、交雑種、アカウキクサA.imbricata(A.pinnata)の区別に一定の訓練が必要なので、その区別法の確立が必要。	今後の施策の参考とさせていただきます。
	反対 ②	持続可能な発展及び国民の健康と食糧安全保障に資する、アイガモ農法の発展に悪影響を及ぼすため、指定すべきではない。	生業の維持目的で逸出を防げる場合は使用可能であるとともに、指定対象となっているアゾラ・クリスタータ以外の、不稔性の雑種等を使用することは可能です。
オオフサモ	賛成 ①	北海道の後志、石狩、檜山、胆振、上川支庁管内で定着しており、生態系などへの影響が懸念されている。	今後の施策の参考とさせていただきます。
	賛成 ②	指定には賛成だが、遺棄対策を行い、きちんと広報するべきである。ホームセンター等で大規模に販売されている種であることから、本法自体を知らない栽培者も多数いると思われる。	指定に際し、普及啓発を進めるなど、今後の施策の参考とさせていただきます。
アレチウリ	賛成 ①	帯広や仁木などに定着しており、生態系などへの影響が懸念されている。	今後の施策の参考とさせていただきます。
オオキンケイギク	賛成 ①	北海道全域に分布しており、生態系などへの影響が懸念されている。	今後の施策の参考とさせていただきます。

	賛成 ②	指定には賛成だが、ワイルドフラワー緑化が何故悪いのかをきちんと広報しないと、指定された種を避けて別の種を使ったワイルドフラワー緑化が行われるだけである。	普及啓発において御指摘の事項に配慮するなど、参考とさせていただきます。
	反対 ②	暑さ寒さに強く花が美しいため園芸用として用いやすいという点で貴重な品種であり、花壇や法面緑化で用いられている。人為的に分布域をコントロールでき、逸出が問題とならない下記以外の箇所での使用であれば問題ないとする。 ・ 国立・国定公園など自然性の高い環境地域 ・ 希少種の生育地域 ・ 河川の上流域、河川敷、海岸などの水辺、つまり水を介して種子が分布域を広げる可能性のある地域	里地里山の生態系の保全も重要となっています。指定対象種には、地域に関わらず全国一律の規制がかかります。
オオハンゴンソウ	賛成 ①	北海道全域に分布しており、生態系などへの影響が懸念されている。	今後の施策の参考とさせていただきます。
	賛成 ②	JR富良野沿線のやや湿った場所にも繁茂し、景観上問題となっている。	今後の施策の参考とさせていただきます。
ポタンウキクサ	賛成 ②	指定には賛成だが、遺棄対策を行い、きちんと広報するべきである。ホームセンター等で大規模に販売されている種である事から、本法自体を知らない栽培者も多数いると思われる。	指定に際し、普及啓発を進めるなど、今後の施策の参考とさせていただきます。
	反対 ③	金魚鉢や睡蓮鉢に浮かべて楽しむ夏の代表的な水草として今やすっかり定着しつつある。馴染み深い水草で共存の道を探ることにより、水草への親しみと啓蒙が図れる。	選定に際しては、生態系等に係る被害の防止を第一義としています。
オオキンケイギク、ポタンウキクサ、他	その他 ②	特定外来生物として指定される植物には現状で市場流通しているものもあり、これらの植物の取り扱いを禁止することは、営利生産事業者への影響が大きいと見られ、施行までの猶予期間を十分にとり周知徹底の努力を望む。 また、指定される植物の中には、同属ではあるが違う種の植物品種が多く流通しているものもあり、同定するのに困難な場合も多く、識別方法等の情報提供を望む。	普及啓発等、今後の施策の参考とさせていただきます。 外来生物を販売する際には、それらの生物について十分な知識を持つことが必要であると同時に、購入を希望する人に対し適切に説明や助言を行うことが必要です。この点についても普及啓発が進むよう検討したいと考えます。

全種について	その他 ②	特定外来生物等専門家会合等における議論、更にはNGOからの資料等を参考に適切に検討されたと考える。しかしながら、対象種が倍増したことにより防除事業がおろそかにならぬよう、十分な予算を確保し、実効性ある防除計画を可及的速やかに立てると共に、防除事業を実行に移すべきである。また、普及啓発、環境教育にも力を入れるべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。
	その他 ②	日本への輸入をとめることは大賛成だが、根絶・数の抑制を目的に生態系から排除することは現実的でなく、税金の無駄遣いになることから反対。	生態系等への被害防止のため、必要に応じて適切に防除を行います。

【未判定外来生物】

指定対象		意見の理由	対応の考え方
ヒメテナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種	賛成 ①	テナガコガネ属ほどではないが、ヤンバルテナガコガネの生息域に侵入した場合には悪影響が考えられる。これらの属も既に国内に密輸入され、飼育されており、これらの生体が野外に放されることのないよう注意を喚起し対策を講じる必要がある。	輸入を禁止する未判定外来生物の指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。既に国内に入っているものについての御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
オカチョウジガイ科	賛成 ①	北海道においては、ホソオカチョウジガイなどの導入情報があり、野生化した場合、定着し生態系などへの影響を与えるおそれがあります。	輸入を禁止する未判定外来生物の指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。既に国内に入っているものについての御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

【種類名証明書添付生物】

指定対象		意見の概要	対応の考え方
コガネムシ上科に含まれる全科全種	賛成 ②	植物防疫法やワシントン条約によって規制される種に対する注意を喚起し、ペット昆虫の過剰な輸入、密輸入への歯止めになる。	識別の困難さから、専門家会合で指定対象とすることが適切であるとの評価が出されています。今後の施策の参考とさせていただきます。

【参考】

【第一次選定、第二次選定の対象種以外の外来生物】

対応方針: 以下の生物については、今後専門家会合で科学的観点から内容を精査し、第三次以降の選定作業において参考にさせていただきます。

		意見の概要
フェレット	指定要望 ①	要注意外来生物リストに挙げられているが、東京都や愛媛県などから散発的な野生化情報は得られており、ペットとして飼育されている個体は多く、野生化すると在来種の捕食等の危険性があるため特定外来生物として指定すべきである。
	指定要望 ③	飼育管理についての普及啓発の方法が明らかではなく実効性が懸念されるので、特定外来生物に指定すべきである。
インドクジャク	指定要望 ①	特定外来生物に指定すべきである。地表性の昆虫や両生・爬虫類の捕食行動がさかんであり、これらへは大きな脅威となる。固有種がいると考えられる島嶼という限られた場所での生息数増大は、問題が大きい。
	指定要望 ①	影響があることが明白であるので、生息している地域においては国の責任で防除を実施すべきである。影響についての情報が八重山諸島に偏っているが、鹿児島県薩南諸島の硫黄島においても高密度で生息しているため、対応すべきである。
コブハクチョウ	指定要望 ①	特定外来生物に指定すべきである。各地で飼育されているものの子孫が分散して定着、巣の防衛行動が激しいため他の水鳥の営巣を阻害する。他の鳥の生息妨害行為がはっきりしているため、指定の緊急性が高い。
ワニガメ	指定要望 ①	要注意外来生物指定ではなく、特定外来生物指定が望ましいと考えられ、特定外来種への指定に向けた今後の更なる検討を望む。多少なりともリスクを孕んでいるものは、日本へ移入される水際で防ぐのが賢明である。
ミシシippアカミミガメ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、専門家の爬虫類・両生類グループ会合の委員からも「特定外来生物に指定されないのはおかしい」と指摘されている。最優先して本種を指定すべきである。
	指定要望 ①	アカミミガメを特定外来生物に指定することを要望します。このままでは毎年多数の個体が輸入されそのうち一定の割合で逃亡や遺棄が起こると、自然環境中に継続的に新規個体が供給されることになり、分布が一層拡大することになりかねません。効果的な普及啓発活動の具体案がないまま指定を見送ると問題の先送りをしているだけとなります。
	指定要望 ③	飼育管理についての普及啓発の方法が明らかではなく実効性が懸念されるので、特定外来生物に指定すべきである。
ヒョウモントカゲモドキ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、同種は、寄生性の原虫クリプトスポリジウムの感染率も高く、様々な野生爬虫類への蔓延が懸念されている。全国各地、南西諸島でも販売されている。在来希少種に感染する可能性も高い。

	指定反対 ②	広範に愛玩動物として飼育されており、指定した場合の遺棄が非常に問題となる。国内では完全に市場が成立しているので、飼い主が手放さざるをえなくなったときも、引き取り手が容易に見つかり、現在の時点では遺棄のおそれはない。特定外来生物に将来にわたって指定すべきではない。
ブラウントラウト	指定要望 ③	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。北海道では1980年以降、私的な放流により分布が拡大しつつある。競争により在来種のアメマス駆逐した例が知られている。
	指定要望 ②	特定の湖に放流されている段階ではあるが、不特定多数の人物が持ち出し可能な状態であり、特定外来生物に指定すべき。
タイリクバラタナゴ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。在来種ニッポンバラタナゴと容易に交雑して遺伝子汚染を引き起こす。また、産卵母魚を巡る競争によってゼニタナゴを駆逐した例が知られている。
	指定反対 ①	駆除したとしても、本来の生息環境を取り戻さない限り、在来種メダカが復活することは見込めない。
ニジマス	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。イワナ属魚類との産卵場所をめぐる競争が起こっている。放流地によっては希少水生昆虫に対する捕食も懸念されている。
	指定要望 ①	日本中の溪流や湖で放流しているが一部河川では自生している箇所もあり特定外来生物に指定して管理すべき。
カワマス	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。在来種イワナやヤマメとの生息空間や餌をめぐる競争、前者との交雑による遺伝子汚染が起こる。
	指定要望 ①	特定の湖に放流されている段階ではあるが、不特定多数の人物が持ち出し可能な状態であり、大型に成長し、溪流での生息も可能であるため特定外来生物に指定すべき。

グッピー	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。メダカの生息地に侵入すると、メダカは駆逐される。沖縄島では琉球型メダカが絶滅に瀕している。島嶼地域での防除事業が急務である。
セイヨウオオマルハナバチ	指定要望 ①	年内に特定外来生物として指定すべきである。営巣場所と花資源をめぐる在来マルハナバチ類と競合、在来マルハナバチ類に受粉を依存していた植物の種子繁殖阻害、在来マルハナバチ類との交雑・繁殖攪乱が危惧される。
	指定要望	生態系への大きな影響が明らかな本種については、速やかに特定外来生物に指定すべき。生産農家や業界に遠慮して対策を遅らせるべきではない。
クワガタムシ科	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。在来クワガタとの交雑事例もでており、輸入数も多く、生態系に影響を及ぼす恐れが高い。また、カブトムシ科も指定すべきである。
外来ペット甲虫	指定要望 ①	資料、データを集積しつつ、今後特定外来生物や未判定外来生物への指定が検討されてしかるべき。特に注意を要するものは <i>Dorcus</i> 属、 <i>Chalcosoma</i> 属、サイカブトムシ族、クロマルコガネ族、カナブン族。
	指定要望 ①	つがいで飼われている事が多く、逃げ出す危険があるのであればまず特定外来生物に指定した後で調整を行うべきである。
	指定要望 ①	植物防疫法で輸入規制されているはずのカナブンやハナムグリといった種も輸入されており、農業害虫なる恐れもあり早急に指定種に加えるように要望する。
サカイシロテンハナムグリ	指定要望 ①	同種別亜種であるオキナワシロテンハナムグリとの交雑が確認されており、遺伝子攪乱が懸念され、他の琉球固有のハナムグリにも生息域の圧迫のおそれがある。特定外来生物に指定すべきであるとともに、生植物の輸入に伴う土壌の持込に厳しいチェックが必要。
アメリカザリガニ	指定要望 ①	現状水草や他の生物への食害などが問題となっており、特定外来生物またはそれに準じる生物として指定すべき
ムラサキイガイ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。船舶や臨海工業地帯の取水施設などに対する汚損生物の代表的な種であり、陸上にもこの種に匹敵する外来種は見当たらない。

ミドリイガイ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。ムラサキイガイとともに、臨海工業地帯の取水施設の汚損生物の代表的な存在で、東京湾では、取水施設への被害が多いとされている。在来のカキ類などの生息地をめぐる競合が考えられる。
カサネカンザシ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。
サキグロタマツメタ	指定要望 ①	特定外来生物に指定すべきである。放流先で爆発的に増殖し、アサリなど水産生物への食害を引き起こしている。また、同所的に生息する肉食性の在来タマガイ科との餌資源をめぐる競争が懸念される。
アサリ	指定要望 ①	特定外来生物に指定すべきである。稚貝に混入してくるものの中には、在来種、特にアサリを食害して、大問題になっている地域がある。アサリは輸入量が特に大きいので、放流した場合、随伴種の移入や生態影響が起きる可能性が非常に高い。
陸水産の無脊椎動物	指定要望 ①	陸水産の無脊椎動物ですでに国内に移入・定着している生物種が複数存在しているが、要注意外来生物リストにさえ掲載されていないものが多い。これらの種についての被害に係る知見は不足しているが、在来種を駆逐するなどして、生態系に影響を及ぼすおそれがあるので、今後の検討対象としていただきたい。 例)シナヌマエビを含むカワリヌマエビ属外来個体群 フロリダマミズヨコエビ コモチカワツボ 台湾カワニナを含むヌノメカワニナ
シナダレスズメガヤ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。河原に侵入すると、被陰することを通して在来の河原固有植物の成長、種子生産、定着に悪影響を及ぼす。絶滅危惧植物カワラノギクの生育を脅かし、その急速な衰退の最も重要な要因となっている。
ハリエンジュ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。侵入すると種多様性・植生景観の多様性が低下する。河川に侵入すると、流下能力を低下させ、ヤナギ類などの在来種の生育場所を脅かす。
オオカナダモ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。繁殖力が大きく在来種と置き換わる。
コカナダモ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。繁殖力が大きく在来種と置き換わる。

ホテイアオイ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。成長が早く、水面を覆い尽くす。そのため、水域に固有な在来植物の生育を脅かしている。
オオブタクサ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。河川生態系へ悪影響を及ぼし種多様性が著しく減少する。急速に成長して葉を広げて地表面付近を被陰し、他の植物の生存や成長を阻害する。
セイタカアワダチソウ	指定要望 ①	要注意リストの一定の知見がある種としてリストされているが、特定外来生物に指定すべきである。侵入すると他の草本を被陰して優占群落を形成する。そのため、本来そこに生育する草原性の植物の出現や生育を脅かす。
シロツメクサ	指定要望 ①	競争、駆逐の意味ではクローバーはど拡散しているものは無く、いっそのこと指定してしまえばよい。

【その他の意見】

		意見の概要	対応の考え方
	③	現在の法律では根本的解決にはならない。ただ単純に規制をしたところで破る人は必ずでてくる。	普及啓発など、法律の実効性を確保するため必要な取組を進めているところです。
	③	NGO3団体が提出した指定すべき提案リストの中で、特定外来生物一次指定種・二次選定種、要注意外来生物リストを除き、ランクBおよび緊急性ランクBの種を要注意外来生物種として指定すべきである。	情報収集を進めつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。
	③	十分な科学的根拠もなく、選定についての検討がなされていない現状で、外来種を次々と選定していくべきではない。 第一弾に選定した生物に対しても多くのパブリックコメントの意見を無視して選定したにもかかわらず、選定した種にたいして十分な対策を施していないのが現状である。 外来種を悪者にするのではなく、環境省が見逃してきた環境破壊の責任を認め、速やかな環境保護に対するの対策にシフトするように願う。	特定外来生物の選定に当たっては、専門家会合において十分に科学的根拠があるとされたものを特定外来生物の指定候補としています。また、既に特定外来生物に指定されている種のうち、必要性の高いものについては防除の取組を進めています。 外来生物対策以外の環境問題についても、それぞれ必要な取組を進めているところです。